

東小学校跡地複合施設 自動販売機設置事業者 募集要項

1. 目的

この要項は、東小学校跡地複合施設において、施設利用者等が利用する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置予定業者を選定するために、必要な手続きを定めるものです。自販機設置業者（以下「設置業者」という。）の入札に参加しようとする者は、この要項をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

2. 自販機設置公募物件

(1)件 名 市有財産一時貸付（東小学校跡地複合施設）

(2)物件詳細

所 在 地	成田市堀之内 3 9 2 - 4
名 称	東小学校跡地複合施設
場 所	東小学校跡地複合施設ラウンジ
設 置 台 数	飲料自販機 1 台
設置許容寸法	幅 120 cm×奥行 100 cm×高さ 210 cm以内
販 売 品 目	ビン、カン、ペットボトル等密閉容器(一般的な清涼飲料水等)
貸 付 期 間	令和 6 年 8 月 7 日から令和 9 年 8 月 6 日まで (36 か月)
最 低 価 格	総額 1 0 7 , 0 0 0 円 (税抜き)

(3)入札形態 郵便入札

(4)設置場所等の詳細は、別添の物件明細書を参照してください。

(5)商品補充等の日常管理に支障がないか、応募前に必ず現況を確認してください。

また、物件明細書と現況に違いがある場合は、現況を優先します。

なお、現況確認の時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までとします。

現況を確認される場合は、事前にスポーツ振興課までご連絡ください。

(6)設置許容面積には、空き容器回収ボックスの設置スペースは含みません。

3. 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 法人税（個人にあたっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。

(3) 法人市民税（個人にあたっては住民税）を滞納していない者。

(4) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

(5) 過去 2 年において、自販機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実

績を有していること。

- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 成田市暴力団排除条例（平成24年条例第39号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (8) 千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第23条第1項又は同条第2項に違反している事実がないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。

4. 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付契約です。

(2) 貸付期間

貸付期間 令和6年8月7日から令和9年8月6日まで（36か月）

貸付期間には、設置及び撤去に要する期間を含みます。

(3) 貸付料等

① 貸付料

成田市が設定する最低価格以上で、最高の入札価格に消費税相当額を加算した額をもって貸付料とします。貸付料は、当初の年度分は貸付期間の開始から起算して30日以内に、それ以降の年度分の貸付料については、当該年度の4月30日までに、成田市が発行する納入通知書により、一括で納入してください。

② 電気料

自販機設置に係る電気料金については設置業者の負担とし、成田市が発行する納入通知書により、指定された期限までに納入してください。

使用した電気料金については、当該自販機用の積算電力計（個別メーター）を設置業者の負担により設置し、次の算定方式により算定します。

電気料金＝電力を使用した事業者による使用量に応じて按分した基本使用料
＋月額電気使用料金

月額電気使用料金＝電気量単価（税込）×個別メーターの月間消費電力量

※なお、令和7年4月以降指定管理者制度を導入した場合は、直接指定管理者へ支払うこと。

③ その他必要経費等

自販機の設置、撤去等及び維持管理に必要な経費は、設置業者の負担とします。

④ 遅延損害金

指定期日までに貸付料等の支払いがないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して支払わなければなりません。

(4) 貸付上の制限等

次の事項を遵守してください。

- ① 貸付物件を自販機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ② 自販機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。
- ④ 酒類及びその他類似品の販売をしないこと。

(5) 設置する自動販売機

- ① 本体規格については、設置許容寸法以内で、できる限りユニバーサルデザインの機種とすること。
- ② 自販機の設置に当たっては、転倒防止等の安全に十分注意すること。
- ③ 「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ④ 省エネルギー(ヒートポンプ、ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、ピークカット等)の機種とすること。
- ⑤ フロン・代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。
- ⑥ 交通系 IC カードを含む3種類以上の電子マネー等が使用できる機種とすること。※ただし、令和6年10月31日までの対応を可とする。
- ⑦ 令和3年11月1日から発行の新500円硬貨及び令和6年7月から発行予定の新紙幣に対応する機種とすること。
※ただし、令和7年3月31日までの対応を可とする。
- ⑧ 大規模災害時に飲料水等を無償提供できる機種とすること。

(6) 維持管理責任

次の事項を遵守してください。

- ① 自販機の維持管理は設置業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 成田市指定の位置に、販売する飲料の容器(缶・ビン・ペットボトル等)の種類に応じた空き容器分別回収ボックスを設置するとともに、設置業者の責任で適切に回収・リサイクルをすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

④ 自販機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については設置業者の責任において対応するものとし、連絡先を見やすい位置に明記すること。

⑤ 自販機の売上額及び本（個）数について、月ごとに集計を行い、3ヵ月ごとに自動販売機売上報告書（第7号様式）にて報告すること。

(7) 原状回復

設置業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復してください。

(8) 設置業者の自己都合による契約解除及び違約金

設置業者は、契約期間中に自己都合により契約を解除する場合には、貸付料とは別に、貸付料の100分の10に相当する額を違約金として成田市にお支払いいただきます。

なお、この場合、同物件にかかる次回以降の公募参加に制限があります。

5. 入札参加申込等

申込みにあたっては、本要項を熟読し、契約条件、現況等をご自身で確認の上、お申込みください。

(1) 申込方法 簡易書留による郵送又は持参

① 郵送の場合

期 間 公告の日から令和6年7月3日（水）午後5時必着

提出先 〒286-8585

千葉県成田市花崎町760番地

成田市シティプロモーション部スポーツ振興課

② 持参する場合

期 間 公示の日から令和6年7月3日（水）（土・日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時の間を除く。）

提出先 〒286-8585

千葉県成田市花崎町760番地

成田市シティプロモーション部スポーツ振興課（成田市役所4階）

(2) 提出書類

①から④までの書類は、いずれも発行後3ヵ月以内のもの（複写したものは不可）とします。

① 入札参加申込書（第1号様式）

② 印鑑証明書

③ 委任状（第3号様式）

④ 証明書類

ア 法人の場合

・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- ・ 国税の納税証明書（全ての国税で、納税証明書その 3 の 3 を提出）
- ・ 法人市町村税の納税証明書（未納税額がない証明書）

イ 個人の場合

- ・ 住民票
- ・ 国税の納税証明書（全ての国税で、納税証明書その 3 の 2 を提出）
- ・ 住民税の納税証明書（未納税額がない証明書）

- ⑤ 過去 2 年における自販機の設置を行った実績を証明する書類（自動販売機設置運営業務実績報告書（第 2 号様式）、使用許可書、契約書等の写し等）成田市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体にて設置した実績があれば、それを優先的に記載又は提出してください。

- ⑥ 設置予定の自販機のカatalog

(3) 入札参加資格の確認結果通知

審査の結果、資格があると認められた者には、入札参加申込書に成田市の受付印を押印したものの写しを郵送します。

6. 質疑応答

- (1) 質問期限 公告の日から令和 6 年 6 月 2 6 日（水）午後 5 時まで
- (2) 質問方法 E-mail により質問書（第 4 号様式）を提出してください。
ただし、E-mail が利用できない場合は、スポーツ振興課に事前に電話で連絡したうえ、FAX で提出してください。
E-mail: shosport@city.narita.chiba.jp
TEL : 0476-20-1584 FAX : 0476-22-4494
- (3) 回 答 令和 6 年 6 月 2 8 日（金）までに、成田市ホームページに掲載します。

7. 入札

- (1) 入札期間 令和 6 年 7 月 5 日（金）から令和 6 年 7 月 1 2 日（金）
- (2) 入札方法 簡易書留による郵送に限る
令和 6 年 7 月 1 2 日（金）午後 5 時必着
- (3) 宛 先 〒2 8 6－8 5 8 5
千葉県成田市花崎町 7 6 0 番地
成田市シティプロモーション部スポーツ振興課
- (4) 提出書類 入札書（第 5 号様式）
入札書を封入の上、封筒表面に「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面に「会社名」及び「件名」を記載してください。

8. 入札に関する注意事項

- (1) 入札書は、所定の様式を用い、代表者又は年間受任者が署名又は記名のうえ押印し

てください。

- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 最初の数字の前に「¥」又は「金」を必ず記入してください。
- (4) 入札書提出後には、書換、引換、撤回をすることはできません。
- (5) 以下に該当する入札書は無効とします。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ② 金額の記入がないあるいは金額を訂正した入札書
 - ③ 記名押印を欠く入札書
 - ④ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
 - ⑤ 明らかに談合であると認められる入札
 - ⑥ 同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
 - ⑦ 入札に関し、不正行為があった場合の入札
 - ⑧ その他指定した以外の方法により入札した場合
- (6) 落札となるべき同価の入札者が2者以上のときは、後日くじ引きにより落札者を決定します。

9. 入札保証金

免除

10. 開札

(1) 日時 令和6年7月17日（水）午後2時から

(2) 場所 〒286-8585

千葉県成田市花崎町760番地

成田市役所6階 中会議室

11. 開札の立ち会い

(1) 入札者は、開札に立会うことができます。立会いを希望する者は、以下のとおり連絡してください。

① 連絡期限 令和6年7月12日（金）まで

② 連絡先 成田市シティプロモーション部スポーツ振興課

③ 連絡方法 E-mail 又は FAX

E-mail: shosport@city.narita.chiba.jp

FAX： 0476-22-4494

- (2) 立会の際は、印鑑（立会う者の個人印）を持参してください。
- (3) 入札者の中に開札に立会う者がいない場合、入札事務に関係のない成田市職員を立会わせて開札します。

1 2. 落札者の決定方法

落札者の決定は、物件に設定された最低価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

(1) 落札額及び貸付料の決定

入札書に記載された金額に消費税相当額（当該金額の 100 分の 10 に相当する額）を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

貸付期間の中途において消費税率が改定された場合には、改正後の貸付料に係る消費税額については、改定後の消費税率によるものとします。

1 3. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に成田市と市有財産の一時貸付について契約を締結していただきます。
- (2) 落札者は、販売予定の商品一覧表を、落札決定後速やかに提出してください。
- (3) 正当な理由がなく指定期日までに契約を締結しない場合、又は、指定期日までの間に契約締結辞退届（第 6 号様式）が提出された場合は、設置者の決定を取り消し、入札金額の高い順に契約交渉を行います。
- (4) 正当な理由がなく指定期日までに契約を締結しない者は、次回からの入札参加資格がないものとします。

1 4. 契約保証金

免除

1 5. その他

- (1) 入札した者は、入札後、募集要項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 入札執行は、成田市の都合又は入札を公平に執行することができないと認めるときは、延期又は取りやめることができます。この場合において、異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札結果（落札金額、落札者）を成田市ホームページで公表します。